

答 申 第 2 9 号
平成16年3月26日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成15年10月28日付け青工第253号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

（仮称）株式会社弘前産業開発センター設立発起人会に係る復命書についての一部開示
決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした部分について、開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成15年9月10日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「弘前オフィス・アルカディア事業の開始と株式会社弘前産業開発センター設立と同社設立に至る経緯が分かるもの」について行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、「弘前地方拠点都市地域基本計画」、「（仮称）株式会社弘前産業開発センター設立発起人会に係る復命書」及び「株式会社弘前産業開発センター創立総会、取締役会に係る復命書」を特定した。

その上で、実施機関は、「（仮称）株式会社弘前産業開発センター設立発起人会に係る復命書」（以下「本件行政文書」という。）のうち、「第7号議案 発起人の引受株式数及び発起人以外に割当てする株式数決定の件」中、設立発起人以外の募集株式の引受人の名称並びにその引受株式数及び引受総価額（以下「本件不開示情報」という。）を条例第7条第4号に該当するとして不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年9月22日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年10月1日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分に対する異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分で不開示とされた本件不開示情報を開示するとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書、反論書及び意見書等によると、おおむね、次のとおりである。

(1) 株式会社弘前産業開発センター（以下「本件法人」という。）は、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」、通称「地方拠点法」に基づき設立されたものである。

その設立目的は、弘前オフィス・アルカディア事業推進のための中核施設を担うという、まさに国、青森県及び弘前市の施策そのものであって、本件法人の事業は弘前市の施策と密接不可分のものである。

また、本件法人の内容は次のとおりであり、行政の一部を分担し、その重要な一翼を担っている、いわば官主導・主体の法人である。

ア 弘前市による平成9年10月27日付け市長決裁文書によると、資本金予定額は14億円であり、その内訳は、地域振興整備公団が6億円、青森県が3億円、弘前市が4億円、民間企業等が1億円とされている。

このように、全出資額のうち地域振興整備公団を含む公の資金がおよそ92.9パーセントを占める第三セクターである。

イ 平成14年3月31日現在の資本金は、1,466,700千円（第4期決算報告書）となっている。

ウ （仮称）株式会社弘前産業開発センター設立発起人会（平成10年6月24日開催）における設立発起人代表は弘前市長であり、また、本件法人創立総会（同年7月28日開催）では、取締役14名の中に弘前市長、弘前市商工観光部長、青森県商工観光労働部長、地域振興整備公団弘前開発所長らが就任し、監査役（2名）には弘前市収入役が就任している。

本件法人のような公共性、公益性をもった性格の法人に出資した民間企業の法人名を明らかにできないという論拠は、条例第7条第4号の解釈・運用に照らしても極めて乏

しいものである。

そればかりか逆に、不開示とすることは不自然であり、不開示とすることによって逆に、行政への不信を招き、疑念を抱かせ、行政そのものへの社会的評価、社会的信用を損なうものであると断ぜざるを得ない。

よって、本件処分は不法・不当であり、不開示とした処分は撤回されることこそが合理的であると判断するものである。

(2) 本件処分においては、「設立発起人」ではないというだけの理由で、出資者等の情報が不開示とされているが、たとえ設立発起人ではないとしても、自らの意思で本件法人の設立と事業方針に賛同し、自ら積極的にその公的事業に参画しようと思決定し、創立総会までに出資を終えた企業については、本件法人設立の時点では、既に「設立発起人」と同列視されるべきものである。

(3) 本件処分において、本件行政文書とともに開示された「株式会社弘前産業開発センター創立総会、取締役会に係る復命書」のうち、「(株)弘前産業開発センター創立総会出席者名簿(株主)」には、本件不開示情報の重要な一部が開示されている。

この「(株)弘前産業開発センター創立総会出席者名簿(株主)」も当然のごとく一部不開示となっていてこそ一貫性があるものであるが、本件処分では開示されており、本件不開示情報のうち株主名が容易に推測できる。このことを見ても、本件処分の実質的論拠は全くないものであると断すべきである。

(4) 実施機関の主張には具体性がなく、本件不開示情報がどのような根拠で条例第7条第4号に該当するのか論じられていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書等によると、おおむね、次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成10年6月24日に開催された、(仮称)株式会社弘前産業開発センター設立発起人会に係る復命書である。

本件行政文書には、(仮称)株式会社弘前産業開発センター設立発起人会に係る次第、設立発起人氏名、設立発起人会出席者氏名、第1号議案設立趣意書決定の件、第2号議

案会社商号決定の件、第3号議案発起人代表決定の件、第4号議案会社設立事務を発起人代表に委任決定の件、第5号議案定款決定の件、第6号議案事業目論見書決定の件、第7号議案発起人の引受株式数及び発起人以外に割当てる株式数決定の件、第8号議案株式申込期間、株式払込期日及び株式払込取扱銀行決定の件、第9号議案創立総会開催予定日の決定の件が記載されている。

2 不開示とした理由について

(1) 本件不開示情報は、設立発起人以外の募集株式の引受人（以下「設立発起人以外の引受人」という。）の経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、財務等の経営状況に関する情報が含まれているものと考えられる。

本件不開示情報が開示された場合、設立発起人以外の引受人の経営状況の一端が明らかとなり、その取引活動等事業運営に影響が生ずるおそれがあることから、条例第7条第4号に該当し、不開示としたものである。

(2) 本件法人に係る設立発起人の名称並びにその引受株式数及び引受総価額は、本件法人の定款に記載されていることから、開示したものである。

(3) 異議申立人は、「(株)弘前産業開発センター創立総会出席者名簿(株主)」には、本件不開示情報の一部が開示されており、本件不開示情報のうち株主名が容易に推測できるとの理由から、改めて本件不開示情報の開示を求めているものである。

しかし、本件不開示情報には、本件法人に係る設立発起人以外の引受人のほか、その引受株式数及び引受総価額が記載されているものであり、異議申立人の意見は認めることはできないものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものである（第1条）が、「原則開示」を理念とする本条例においても、条例第7条各号において不開示情報が定められており、個人又は法人の権利利益の保護等との調和を図る必要がある。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示とした情報が条例第7条各号に該当するかどうかについて、諮

問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関の職員が作成した、平成10年6月24日開催の（仮称）株式会社弘前産業開発センター設立発起人会に係る復命書であり、当該設立発起人会において配布された資料から構成されている。

3 条例第7条第4号の該当性について

実施機関は、条例第7条第4号に該当するとして、本件不開示情報を不開示としているので、以下、同号の該当性について検討する。

(1) 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等及び県以外の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

同号でいう「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められると解される。

(2) 実施機関は、本件不開示情報が開示された場合、設立発起人以外の引受人の経営状況の一端が明らかとなり、その取引活動等事業運営に影響が生ずるおそれがあるから、本件不開示情報は条例第7条第4号に該当すると主張する。

しかし、具体的にどのような事業運営上の影響が生ずるおそれがあるかについては、何ら明らかにされていない。

(3) 本件不開示情報は、設立発起人以外の引受人の名称並びにその引受株式数及び引受総価額であり、設立発起人以外の引受人の資産に関する情報ではあるが、それ自体は事業運営上の秘密やノウハウ等、特に秘匿を要する情報には当たらないものである。

また、本件処分においては、設立発起人（計11名）の名称が開示されているとともに、開示された情報から設立発起人以外の引受人の総数が13名であることは確認できるものであって、既に開示された「（株）弘前産業開発センター創立総会出席者名簿（株主）」の所属欄に記録されている名称（計24名）と照合することにより、設立発起人以外の引

受人の名称については、容易に窺い知ることができる。

さらに、設立発起人以外の引受人の引受株式数の合計が370株であること及びその引受総価額の合計が18,500千円であることは開示されており、設立発起人以外の引受人1名当たりの引受株式数及びその引受総価額の概数も、容易に推認できるところである。

(4) 加えて、本件法人は、立地企業及び地域企業の業務支援や高度化支援などを行い、魅力ある業務拠点の形成と地域産業の振興を促進する中核施設として設立された法人であり、設立時発行株式数8,810株(金額440,500千円)のうち、弘前市が4,000株(金額200,000千円)、青森県が3,000株(金額150,000千円)を引き受けている。

また、本件法人創立総会においては、取締役14名の中に弘前市長、弘前市商工観光部長及び青森県商工観光労働部長が選任され、監査役2名の中に弘前市収入役が選任されている。

このように、本件法人は、弘前市及び青森県と密接な関連性を有し、公共性ないし公益性の高い事業を行う目的で設立された法人といえるのであって、本件法人に対する出資が、設立発起人以外の引受人の社会的評価を低下させるとは考えにくい。

(5) 以上をふまえると、本件不開示情報を公にすることにより、設立発起人以外の引受人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めることはできない。よって、本件不開示情報は、条例第7条第4号に該当しない。

4 結論

以上のとおり、本件不開示情報は開示すべきであり、第1のとおりに判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりにある。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成15年10月28日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成15年11月10日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成15年11月18日 (第88回審査会)	・審査を行った。
平成15年11月25日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成15年12月1日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成15年12月16日 (第89回審査会)	・審査を行った。
平成15年12月22日	・異議申立人からの意見書を受理した。
平成16年1月15日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面及び資料を受理した。
平成16年1月29日 (第90回審査会)	・審査を行った。
平成16年2月2日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成16年2月17日	・異議申立人からの意見書及び資料を受理した。
平成16年2月24日 (第91回審査会)	・審査を行った。
平成16年3月18日	・異議申立人からの意見書を受理した。
平成16年3月25日 (第92回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石岡 隆司	弁護士	会長
石田 恒久	弁護士	会長 (平成16年1月30日委員退任)
春日 修	弘前大学人文学部助教授	(平成16年1月31日委員就任)
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	会長職務代理者 (平成16年1月30日委員退任)
平井 卓	青森大学経営学部教授	会長職務代理者
三上 久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット青森事務局長	(平成16年1月31日委員就任)